

介護施設職員の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は2017年度で第6期の最終年度を迎えるが、高齢化が進む中、介護ニーズはますます高まっている。特別養護老人ホームの増設も待ったなしである。政府はこれまでの市町村の計画に12万人分上乗せして50万人分の施設増設を計画しているが、待機者を解消するにはまだ足りない。

さらに介護サービスを増やしていく上で、深刻な社会問題になっているのが、介護職の人材不足である。政府は団塊の世代が75歳を迎える2025年までに約38万人分の介護職員が不足すると推計している。特別養護老人ホームを造っても、介護職員が集まらず利用者を受け入れられないという事態が頻発してメディアでも取り上げられている。

介護職員の不足は、劣悪な職場環境や低賃金などの処遇が原因であることは明らかである。自治体も介護事業所も職員確保のための努力をしているが、2015年度は介護報酬の引き下げが行われ、介護施設の職員確保をさらに困難にした。

政府は2018年度の報酬改定を前倒しで4月から1.14%の介護報酬引き上げを決めたが、介護職以外は対象にならず同じ職場で格差を生むとともに、確実なベースアップになるとは限らない。介護施設職員確保のための抜本的な処遇改善を可能にする制度の改革が必要である。

よって、町田市議会は、国が以下の項目を実施して介護施設職員の抜本的な処遇改善を行うよう、求めるものである。

- 一、 介護職員の処遇改善のために、介護報酬とは別建てで国庫補助金による賃上げを行うこと。
- 一、 国庫補助や介護報酬改定が確実に介護施設職員の賃上げに結びつくよう制度改革を行うこと。
- 一、 賃上げの対象を介護職場で働くすべての職種に広げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。